

昭和三十一年六月十日(水曜日) 委員長の指名で、次の通り小委員及び小委員長を選任した。

中小企業問題小委員

内田 常雄君 浦野 幸男君
小笠 公昭君 小川 平二君
始関 伊平君 中村 重光君
藤田 高敏君 森 義親君
麻生 良方君

中小企業問題小委員長

小川 平二君

昭和三十一年六月十日(水曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 二階堂 進君
理事小川 平二君 理事小平 久雄君
理事始関 伊平君 理事早稲田柳右二君
理事久保田 豊君 理事中村 重光君
浦野 幸男君 小笠 公昭君
岡崎 英城君 神田 博君
小宮山重四郎君 佐々木秀世君
田中 正巳君 田中 六助君
中村 幸八君 長谷川四郎君
大村 邦夫君 加賀田 進君
桜井 茂尚君 沢田 政治君
島口重次郎君 橋 兼次郎君
森 義親君 麻生 良方君

出席国務大臣

通商産業大臣 福田 一君

出席政府委員

農林事務官 松岡 亮君
(農林経済局長)
通商産業 田中 榮一君
政務次官

通商産業事務官 加藤 梯次君
(鉱山局長)
中小企業庁長官 中野 正一君
委員外の出席者

日本専売公社 谷中 忠君
調達部需品課長
日本専売公社 黒田 実君
生産部 渡邊 一俊君
専門員

本日の会議に付した案件

中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一六二号)

○二階堂委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、割次これを許可いたします。始関伊平君。

○始関委員 中小企業の事業活動の機会適正な確保、つまり中小企業の分野の確保ということは、中小企業基本法における重要なねらいの一つでありまして、また当時最もやかましく議論せられた論点の一つであったと思えます。今回の改正案では大企業と中小企業の関係だけを取り上げておるのであります。一体中小企業者の側から申しますと、自分たちが長い間しきり景気がよくなったと申しますか、時勢の変転に伴って大企業が入ってくる、

技術革新とか生活様式の変化に伴う大量需要の発生というようなことを契機といたしまして、大企業が入ってくるわけでありまして、こういったような立場にある中小企業者の立場から申しますと、今回の法案の内容でははなはだ不十分である、もっと強く政府の介入ないし指導というようことを要請しておるのかと思ひますが、どういったような点につきましても大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○福田(一)国務大臣 中小企業がやっております仕事の分野に大企業が入ってくるということは、中小企業のいわゆる活動範囲を大企業が荒らすということになる。したがって、この中小企業の活動分野というものを確保することが必要であるというところは、これはもうわれわれとしても十分考えておるところであります。今度その入ってくる場合において、組合を通じてそれを一定期間チェックしていこう、そういう交渉を正式にさせるということも法定しようというわけでありまして、企業自由のたてまえから言えば、われわれとしてはかなりこれはドラスチックな立法である、こういうふうに考えておるところであります。それをなぜ一定期間というふうなことにしたかというところになります。その間に中小企業がそれに耐え得るような体質の改善をする、その期間を与えておくということが主でございます。いわゆる企業自由の原則というものはある意味においては守っていくことが、われわれの措置のうちに入っておるわけ

であります。

また、中小企業といえますけれども、中小企業はあくまでも中小企業にとどまっていなければならぬ理由はないのだと思ふので、これはだんだんよくなれば、小企業が中企業、中企業が相当大規模な企業、それから大企業になっていくということも、これは決していけないことではない、むしろ中小企業のために望ましいことだ、そういう意味からいって、その仕事について一定の期間を与えておけば、中小企業としてはそういうふうな発展をする余地がここに存在し得る、こういう考え方である。この法案をつくっておるわけでありまして。

○始関委員 今回の改正案の提出は、いわば当初からの予定でもあるわけでありまして、この法案提出の背景として、現実には大企業が従来における中小企業の分野に進出をいたしました。大企業と中小企業との間に問題を起しておる、紛争を起しておるという事例が今日までに相当と申します。若千起っておるのかどうか。それから起っておるとすれば、当局はこれに對してどういう態度、方針で対処しておるのかということをお伺いしておきたいと思ひます。

○中野政府委員 大企業が中小企業の分野に進出をいたしましたという問題を起したケースについて、二、三典型的なものをちょっと申し上げてみますと、たとえば清涼飲料水でございますが、これは御承知のように中小企業がラムネだとかサイダーとかいうようなものをおもにつくっておったわけでございます。ところが最近需要構造が非常に変わってきて、嗜好も多様化するというふうなことで、需要も非常に伸びるというふうなことから、大手の製菓会社、ビール会社あるいは水産会社、商社会社というふうなものが出てきて、いよいよサイダーをやめるのではなくて、いわゆるジュースであるとか、あるいはふうな大量生産に向く清涼飲料水をつくっていく。そのために従来中小企業者がやっておりましたラムネ、サイダー、それからそれ以外の普通のジュースもやっております。が、そういうものの分野が大いに侵食されて、現在ではすでに中小企業者の比重は五割をはるかに下回っておるというところでありまして、その意味では、いろいろ問題がございました。が、中小企業者の経営が非常に逼迫されて今日に至っているというふうなことであります。これについては、政府のほうでは、そのことによつて非常に中小企業者が一時的に打撃を受けて、あるいは日本経済全体の進歩のために好ましくない事態であつたかどうかというところに非常に問題がございます。特別に行政指導はいたしておりません。

それからもう一つ典型的な例が兵庫果に起こりました。これは、昭和三十一年に、某大手の紡績会社が、自分の

会社でつくったシート、まくらカバーです。ね、こんなようなものを自分で洗たくをする、売って置いてそれを洗たくまでしてやるという子会社をつくってやりまして、非常にこれは問題が大きい。なりまして、地元クリーニング業者の組合と交渉した結果、三十六年度以降三年間は、その某紡績会社のクリーニング専門の子会社は、親会社が製品を納入した大口の需要者、たとえば病院だとかホテルとか、そういうところのクリーニングだけやるということで、地元クリーニング業者の組合と交渉の結果、一般家庭から注文をとらぬということで妥結をいたしました。これはやはり役所が中へ入って、いろいろ調整などをいたしましたわけでありました。

それから最近の例で申し上げますと、機械すきと紙というものがございまして、これはおもに静岡であるとか愛媛県、こういうようなところのちり紙の業者がたかさんおって、これはほとんど全部中小企業者でございまして、これをやっておりましたところへ、最近二、三の大手の洋紙のメーカーが外国資本と提携をして、機械すきと紙と競合する分野に進出をしようとして、これはすでに二社ばかりは生産を開始して、主としてこれは高級なトイレットペーパー、紙ナプキン、紙タオル、婦人用の衛生用品というようなものをつくっておるのであります。これがやはり実際的には機械すきと紙の業者、中小企業の業者の分野に非常に食い込む結果になりつつあるというところで、ちり紙の業者が非常に心配をされて陳情がありました。この、通産省では、大手の洋紙メーカー

に対しまして、今後は中小企業に与える影響も十分に考慮して慎重を期するよう指導いたしております。また、機械すきと紙に競合するものをつくるというときはあらかじめ通産省と十分連絡をして、不当に中小企業者に影響のないよう行政指導を行なって、一応解決をしております。

それから最近あったもう一つの例としては、某大手のやはり製紙メーカーが米国の会社と提携をしまして合併会社をつくりまして、これは紙コップ、たとえばホットコーヒーのコップとか清涼飲料用のものとかアイスクリームの紙コップ、これはアメリカでは、御承知と思いますが、非常に紙コップの需要が多くて大へんな需要のようです。日本ではそこまですべてございせんが、この計画は、やはり紙コップをつくっておる業者、大部分がやはり中小企業でございまして、こういうものに非常な影響を与えますので、通産省で行政指導を行ないました結果、当初の計画を変更させました。規模を非常に縮小して、中小企業をつくらせておるものと競合しないような方法で需要開拓をやるといふことで、これは完全に話し合いがついて、中小企業の方々からも非常に感謝されております。

それからもう一つ、最近の例として、魔法びんでございまして、これは戦前から中小企業者が開拓をした分野でございまして、ところが近時、生活様式の高度化に伴いまして、内需が非常にふえまして、輸出も最近伸び出ます。これに関西の某大手電機メーカーが着目をいたしまして、昨年、魔法びんの生産に着手した。実際は従来つくっておりました中小企業者を自分の

ところの傘下に入れて、大手の電機メーカーのマークで売り出す、こういう形をとったようでありまして、これも中小企業者に相当の打撃を与えるものだと陳情がありまして、目下双方の言い分を聞いて調整を行ないつつあります。これはまだ完全に話し合いがついておりません。

もう一つ、一番最近の例として、みなが棒鋼の業界がございまして、これもほとんど全部、中小企業がみなが棒鋼をつくっておるわけでありまして、その生産は多品種、寸法も非常に多く、少量生産でございまして、戦前から中小企業が大部分つくっておったのであります。最近某大手特殊製鋼メーカーが大規模な設備拡充を行なうという計画を実施に移そうとしたわけでありまして、これに中小企業者の側が非常にびびりだして、これをやられたのでは自分たちの事業がもうほとんど壊滅に瀕するというようなことで、これも通産省に陳情がございまして、調整方を申し入れたので、通産省として実情を調査して、行政指導によって調整を行ないました。大メーカーの進出を中小企業の品種とぶつからないものに限定するということで、これも完全に行政指導が成功した例でございまして。

○**始開委員** 今回のこの改正案の成立を見ます場合には、従来の行政指導も一そう有効適切に行なわれるというふうに理解をいたします。それから改正案の第十七条第五項第一号に、「全国及びその地区内における資格事業の事業活動の相当部分が中小企業者によって行なわれていること」という条件がございまして、こ

れは結局中小企業に適した業種を意味する、そういう中小企業を守つていこうという考え方かと思いますが、これは大体どんな業種なのか、当局としてはおわかりになっておるのかというところ、それから平素におけるこれらの業種に対する政府の施策にはどんなことがあるのかということ、ちょっと簡単に伺っておきます。

○**中野政府委員** これは全国、その地区内における資格事業、商工組合でございまして、商工組合の組合員の事業を定款で定めておりますから、その資格事業の事業活動の相当部分が中小企業によって行なわれているということ、解釈としては、事業活動の半分以上が中小企業者でやっておられる、こういう解釈を法律上しております。そうしますと、これは業種としては相当な範囲のものがこれに入ってくるわけでございます。

○**始開委員** 大体調査があるのだというところで……
○**中野政府委員** これはいま資料を探しておりますが、相当多数の業種がこの分野に入るものと見ております。特に中小企業性の高い業種は、これによって相当救済得るというふうになっております。

○**始開委員** そういう業種に対しては、いままでにおいては、業種別振興法とか、中小企業近代化促進法とかいうもので指定して施策を進めておる、こういうことですね。それから今回の改正案では、いろいろな特殊契約の相手方としては、結局大企業というものに限定しておるようでありまして、しかしながら消費生活協会のないしは農協などが中小企業の分野に

進出して、中小企業を圧迫するおそれがある場合がかなりあると私は思います。特に消費生活協などが市街地のまん中に比較的大きな気味のいた店舗をつくりまして、生協法上では非常に厳重に禁止しておるのでありますけれども、員外販売ということをやられておる。厚生省も府県もこれを取り締まる術がないというふうなことから公然と行なわれておって、中小企業との間に深刻な問題を起こしておるような事例もあるでございまして、この問題をとり上げますと非常に時間がかかりますので、きょうは省略しておきます。が、ただこういうふうな事態に対しましては、どういふような方法なり対策なりが用意されているのかということをお答えいただきたいと思います。

○**中野政府委員** 中小企業と生協あるいは農協との紛争問題、これはときどき各地方で起こるわけでありまして、農協、生協につきましては、御承知のようにそれぞれこれを監督する法律がございまして、相当厳重に監督できるような規定になっております。したがって、今度のこの法律を出す際に、われわれのほうとしては農協の主管である農林省、生協の主管である厚生省と十分話し合いをいたしまして、地方でそういう問題が起こった場合には、それぞれの法律によりましてこれを取り締まるというたてまえを貫くということから、こちらの今度の団体法の改正には入れておりませんが、それその法律に基づきまして通産省と農林省、厚生省、手をとって直ちに実態調査をして適切な処置をとる、そして行き過ぎがないように厳重にこれを規制をしていくということに話し合いが

ついておりますので、そのことで問題解決の処理に当たりたいと思ひます。

○始関委員 形の上ではそういうことになるのだらうと思ひますが、實際問題としては、この方面における法律無視ないしは秩序無視という傾向はかなりひどいものがある。通産省といたさてもっと強い関心を中小企業保護の立場から持っていたら、大臣にも御要望申し上げておきます。

次に、大企業が中小企業の分野に進出しようとして問題を起し、各方面の注目をいま引いておる問題の一つとして、いわゆるスカイ・アルミの問題があると思ひます。もともとこの問題の内容は複雑な様相を呈しておりましたが、単純に大企業対中小企業の問題であるとしてのみ考察するのは必ずしも適当でないと思ひますが、大企業対中小企業の問題という一つの面もあるわけでありまして、この際、この問題につきましても若干お尋ねをいたしたいのであります。この問題は昭和三十六年から問題が起つておるようでありまして、当局の立場から見た今日までの経緯というものを最初に簡単にちよつと伺つておきたいのであります。

○加藤政府委員 問題のスカイ・アルミの古い根源をたずねてまいりますと、ただいまお話がございましたように、三十六年の暮れでございますが、八幡製鉄がアメリカのカイザーと資本提携、技術提携いたしました、アルミの庄延に進出した、そういう趣旨で外資法に基づく申請があったわけでございます。当時、そういった大製鉄

が外国資本と提携いたしましたして庄延業界に進出するということに對しましては、既存業界で非常に大きな抵抗があったわけでございます。それと同時に、ただいま御指摘のような中小企業に對する影響等を十分顧慮する必要があるのだらうということになりまして、一時この問題は見送つたほうがいいだらう、こういうことで、実は昨年の暮れごろまでまいつたわけでございます。その後、役所には特にこういう方向で考えたいという関係の企業からのお話もなかったわけでございますが、おそろく当事者同士の話し合いだらうと思ひます。八幡の進出について非常に強く反對しておりました中に昭和アルミがあるのであります。昭和アルミが相当大きな計画を當時持つておったわけでありまして、これは昭和三十六年の八幡より少し先でございますが、同じカイザーと技術提携いたしました、栃木県の小山に近代的な庄延工場を建設する、こういう計画がございました。これは八幡の問題に先立つて外資法の認可をいたしております。それと競合がやはり業界として一番問題だらうと思つておつたのであります。その昭和アルミの近代的な工場を建設する計画が、その後の御承知の金融引き締め等の影響によりまして、なかなかものにならなかつたということもございまして、今度出てまいりましたスカイ・アルミの計画は、もともと八幡とカイザーとが提携してやる計画と、昭和アルミの新しい小山工場の計画とを折衷いたしました、いわば八幡と昭和電工グループとカイザーと、この三社が共同して、前にございました小山の新しい計画を中心にして計画の進捗を

考えたのだらう、こういうことで当事者間に話がついたようでございます。その結果、昨年の十一月でございますが、当事者としては昭和電工関係、それから八幡製鉄、それからアメリカのカイザー、この三つが当事者でございますが、技術提携並びに、三〇%であります。カイザーの資本参加ということについて外資法に基づく申請があった、こういういきさつに相なつております。

○始関委員 この問題は、政府の立場から申しますならば、単なる行政指導の問題ではなくて、政府が外資法による認可権を持つておるものでありますから、直接政府の責任と権限に属する問題であらうと思ひます。したがしまして政府としてもいつまでも問題をうやむやにしておくわけにはいかないわけでありまして、早晩態度を決定せられるか、もうきまつておるのかと思ひますが、私はまず最初に外資法の適用があるというところは、その限りにおいて企業自由の原則というものの對する例外をなしておる、つまりその限りにおいては自由企業でないと思ひるのであります。その辺の見解を一応伺いたしたいと思います。また認可にあたつては、外資法の認可でありますから非常に例が多いかと思ひますが、さういふ例が、法律上あるいは慣例上どういふような事例、どういふような条件を考慮に入れて認可すべきか、いなかを決定するののか、ということを最初に伺つておきたいと思ひます。

○加藤政府委員 外資法全体の運用が私の直接の所管でございますので、責任をもつて御答弁申し上げますが、はいかないと思ひますが、先生御指摘

のように、外資法という特別に自由の原則をチェックしておる手段としての方法がございまして、ただ外資法全体の運用方針の最近の推移を見てまいりますと、従前は国民経済の復興なり国際収支の改善に大いに寄与する、そのために優良な外資を積極的に導入するといふ考え方でございまして、特に積極的に国際収支の面に非常に貢献するといふこと、あるいは国内の産業の発展のために大いに寄与する、いわゆる積極的なメリットが相当強いものに限りまして認可をする、こういう方針で従前はいつておつたわけでございますが、最近御承知のように自由化という問題が前面に出てまいりまして、特に外国資本の導入等につきましてはOECDに加盟する際にも、これができるだけ早く自由化の方向に持つていくようにという注文も出ておることは先生御承知のとおりであります。したがしまして、感じといたしましては、一般的の基準がだいぶ緩和される、こういうことは言えると思ひます。ただ、一方外資が入ってくるのをチェックする場合の一つの基準でございまして、国際収支の面から悪影響がある。これはもちろんでございます。それからもう一つ、外資法の条文にございまして日本の経済の復興に著しい支障があるといふような表現で、そういう場合にはチェックするんだということが書かれておるわけでございますが、この点につきましても外資法の運用は、少なくとも今度の場合についても、私は相当慎重に考える必要があると思ひます。これは別といたしまして、国民経済

の方をいたしておりますが、私も従前から、日本には特有の中小企業問題というのがあるといふことをいろいろ審議の際にも言つておるわけでありまして、今回のスカイ・アルミの問題につきましても、問題の一つとして、中小の庄延業者に對する影響がどうであるか、こういう問題があるわけでございます。その点については最も慎重にわれわれ検討いたしております。そういう関係で、われわれの結論が出るのも非常におくれておる、こういうわけでございます。外資法の適用の面についての御指摘のスカイ・アルミの問題については、一つの重点事項ということとで、中小企業に對する影響というものを重視しておる、こういうことを申し上げられると思ひます。

○始関委員 外資法の運用にあたつて、国民経済、特に中小企業に對する関係を重視するということでありまして、これは私が申し上げるまでもなく、アルミ庄延業者は中小企業が主であります。非常に強い反對をいたしておるようであります。それで、こういったような種類の問題は、外資法があればもとより、かりになくても、行政指導として政府がある程度の責任を持たざるを得ないというのが目下の情勢であると思ひますが、私は順序といたしまして、中小企業との関係に入りまして、業界が申しておる反對理由の第一は、この業界に大規模な鉄鋼業者が進出してくるの、どうも産業秩序というものを混乱させるから困るのだと申しております。すなわち、アルミ庄延業者は現在過剰設備に悩んでおるので、産業構造調査会の答申に基づいて自主的に調整を行なつて

おるような状況だから、よその業界から巨大企業がここに進出してくるのはなほだ困るということをお申しておるのではありません。これはおそらく、いまの中小企業を圧迫するということと並びまして、反対論の大きな二本の柱の一つであるように私は見受けておるのではありませんが、この点について、できれば大臣からお考えを聞きたいと思うのであります。また圧延業界では、かりに一つの鉄鋼メーカーがアルミに出てくれば、他の鉄鋼メーカーも出てくるおそれがある。連鎖反応的に出てくるおそれがあるというふうに見ておるようであります。で、私は産業秩序という観点から申しますと、つまり過当競争を防止するという観点から申しま

やつていこう、国家としてはそういう方針を立て、それから、その場合には、たまたま外資法という政府の権限に属する事項があるわけでございますが、そういったものを通して、あるいはそうでなければ行政指導を通してそのような方向にいくことが、日本の産業界全体の秩序ある発展のために私は望ましいのではなからうかと思うのであります。スカイ・アルミをどうするということを直接に伺うわけではございませんが、考え方といたしまして、秩序の確立という観点からの業界の反対意見については、当局はどのようににお考えなのかということをこの機会に明らかにしていただきたいと存じます。

○福田（二）國務大臣　この問題は、兩三年来相當長い期間で、たゞいま鉾山局長からも御報告いたしましたが、実は佐藤通産大臣のときに、一度八幡製鉄のやろうとしておったことを業界の反対で、時期にあらずというので差し戻したという経緯があります。それが今度、非常に反対をしておられた昭和アルミと八幡が一緒になってもう一つの会社をつくってやりたいという申請を出されておるのであります、したがってわれわれとしては、たゞいまこの問題については検討を続けておる段階でございますから、ここで行政的に何らかの措置をしなければならぬ場合に、その具体的な措置に非常に大きい影響のあるような発言をすることは、私としては差し控えていただきたい、かように思ふのであります。ただしかし、こういうことを離れまして、そういうことは別といたしまして考へてみた場合に、あなたのおつ

しゃべったのもそういう意味だと思ふのでありますが、大きな企業が、中小企業がたくさんやっておるような仕事のところへ入っていくのがいいか悪いかという判断だけからいたしますと、これは、できるならば差し控えてもらいたいという感触が私はいたすわけであります。それからもう一つは、そういうことであっても、営業自由の原則というものがあるんだから、何もそれはやっていけないというわけではないではないかということではありますが、これはいま出ておるこの法律から考えてみましても、行政的にも何らかの措置を考へることは、筋論としては、私は何も差しかえないのではないか。それからもう一つは、鉄鋼業界は鉄鋼業

ると、なかなか私としては慎重に考慮いたすべき点が多々内在をいたしておると考えておるのであります。しかし、具体的な問題を包蔵しておりまして、いまあなたのおっしゃるように、何らかの措置をしなければならぬというような前に、これ以上のことを申し上げることは差し控えさしていただきたいと思ひます。

○二階堂委員長　ちよつと申し上げますが、大臣は参議院の決算委員会に、十一時半から十二時まで三十分間出席されなければならぬということでございます。済みましたらすぐまたこちらへ歸つてまいりますので、さよう御了承願ひます。

○始閣委員　アルミ庄延業界ではこの

であります。こういう点につきまして、鋤山局長の所見を伺いたいと思ひます。

○加藤政府委員 アルミの庄延業界におきます中小企業の地位と申しますか、どういう関係にあるかということについて簡単に申し上げたいと思ひます。

現在庄延関係の企業は五十二社でございます。これをいわゆる中小企業関係の基準になつております資本金五千万円以下または従業員三百人以下ということで中小企業と大企業に分けてみますと、五十二企業のうちの十九社が大企業で、この十九社の中にはアルミ庄延のほかに兼業しておるものがございますが、この兼業部門のあるところは

ような新しい会社の出現によりまして、アルミ圧延の中小企業の健全な発展を阻害する、あるいは中小企業の存立が危ぶまれるような状態になって、大きな社会問題を誘発するだろうというふうに申しております。これは事実の認識ないしは見通しの問題であります。が、鉱山局長からこの点についての所見を伺いたいと思います。

それからまた、アルミの需要が伸びた反面におきまして、生産業界の企業格差というものがだんだん顕著になってきておるのではなからうかと思っております。が、大企業と中小企業との調整の問題ないしはアルミ圧延業界における関係中小企業の近代化促進という問題は、当面問題になっております。スカイ・アルミの問題を離れまして、重大な問題ではなからうかと私は思うのであります。この点については政府としての何らかの施策あるいは行政指導がとらるべきであると思うの

全体の人数として計算してござい
ます。王延の部門だけの人数をとつて三
百人以下かどうかということではな
く、全体の人数が三百人以下とい
うことではじております。残りの三十三
社がいわゆる中小企業の部分に属しま
す。こういう関係になるわけでありま
す。一方、生産の上に占める割合で
ございますが、三十七年度の実績で申
上げますと、大手の割合が八六・九%、
残りの一三・一%が中小企業の占める
生産の割合である。大ざっぱな分類で
ございますが、今度のスカイ・アルミ
が進出しようとして考えております板
と、それ以外の中小企業が相当やつて
おりますいわゆる押し出しと申しま
すか、押し出し材について内訳を見
ますと、板類につきまして大企業の生
産割合が八五・四%、中小企業が
四・六%、押し出しのほうが大企業
が八七%、中小企業が二三%、こ
ういうことになっておるわけでござい

て、三十七年度についての実績から申し上げますと、わりに中小企業の進出の度合いが一般的に見ても多いと思われる押し出し材関係についても、大企業のウエートのほうが板に比べて高い、こういう数字になっております。これを統計の關係で、三十八年の歴年でございしますが、どういうふうな推移してきておるか申し上げますと、全体の割合が、大企業が八八・六％、中小企業が一一・四％ということでございます。中小企業の割合が低下いたしております。これをさらに内容的に板類と押し出し材に分けてみますと、板類については、中小企業が一一・八％、前年が四・六％でございますので、かなり割合が落ちております。それから押し出し材につきましては、中小企業が三・九％、三十七年度が一二・九％でございますので、最近になって押し出し材関係について中小企業のウエートが前年よりも上がってきておるといふ關係になるわけでございます。が、いずれにしても中小企業全体としての生産の割合は三十七年度、三十八年度と逐次低下する趨勢になっておる、こういうことであります。

それで先生御指摘の、アルミ圧延業界におきます中小企業と大企業との關係の問題でございますが、通産省で産業構造調査会の中にアルミの圧延關係につきまして分科会を設けまして、圧延業の今後進むべき方途についての御審議をいろいろ願ったのであります。が、その結論としても、この中小企業をどうするかという問題があるわけでございます。考え方としては、このアルミ圧延のいままでの日本の業界の様子を見てみますと、いわゆる

多品種少量生産、いわゆる注文生産でございまして、非常に規格、品種の多いものを大企業といえどもやっております。これが今後アルミ業界が諸外国と太刀打ちしている品物を生産するといふ点についての一つの問題点ではなからうかというところで、その問題点の一つの解決の方途として、多品種少量生産をできるだけ規格を整理いたしまして、大量に同一品種のものを生産するという方向で考えるべきではなからうか。ただそういういたします場合に、やはり物によっては注文の規格が非常にむずかしい、あるいは品のロットがまとまらない、こういう注文もあるわけでございます。そういう製品分野については、これはほんとうに中小企業の領分でございますが、そういう方向で今後の中小企業のいくべき道を考えるべきではなからうか。現在は同じ品種のものを中小企業と大企業がお互いに競争して生産している、また中小企業相互の間でも競争して生産するといふところに問題がございまして、少なくとも大企業と中小企業との間につきましては、今後とも残りまうところの多品種少量生産をやらないければならない品物、あるいは第二次加工に少し手の加わった、中小企業でなければならぬ品物、あるいは第二手の込んだものをやるという方向で、中小企業の今後の方向を考えるべきではないか。具体的に申し上げますと、器物をつくり出す前に板を切斷する、円板をつくるわけでありまして、そういう円板までをつくるというふうな仕事は今は中小企業がもっぱらやっております。大企業はそういうものから手引くといふことではなからうか。こうい

うような一つの方向が出ておるわけでありまして、それから中小企業プロパーの問題といたしましては、ただいま申し上げましたように、中小企業お互いの間で非常に同じものをつくって、しかも生産全体とちがうという過剰生産になるきみが当時あったわけでありまして、競争している中で、こういった面の生産の調整を中小企業相互の間でやる必要があるのではないか、また中小企業の設備、技術の面をみてみますと、大企業についてもそういう様相がございまして、目下設備の改善、合理化の方向に進んでおるわけでありまして、中小企業は大企業に比べまして、一段と設備の面あるいは技術の面で劣るというふうな点がございまして、そういった中小企業に、特殊の設備について今後積極的にその近代化をはかっていく必要があるのではなからうかというふうな点が指摘をされておるわけでありまして、したがって、中小企業の生産の割合は、最初申し上げましたように、だんだんと減っておりますが、将来やはり中小企業は中小企業なりにいくべき方向があるといふふうなことでございまして、将来とも中小企業と大企業とは並存し、ともに栄えるというふうな方向で考えるというのが結論的な考え方になっておるわけでございます。

○始開委員 一ついでもう一点伺っておきますが、ある外国の会社が、国内におけるAという会社と包括的な技術提携をやる、さらにBという会社とも包括的な技術提携をやりまして、しかもその技術が同じものであるという場合には、二重提携になるわけでありまして、こういうものは望ましくないというふうなことが業界の反対理由の一つになっておるのでございしますが、この点の見解はいかがですか。

○加藤政府委員 技術提携をやりまして、相手方の方針、主義がいろいろございまして、いわゆる独占的に特定のものに技術を提供する、同じ日本の国内でさらにその技術を使いたいという場合には、その独占的に技術提携をいたしたものでからサブライセンスというふうなことで技術を教えてもらうという主義でやる、あるいはそうでなくて、日本の国内にAという希望者があり、Bという希望者がある、複数の場合に、複数のものを同じ条件で技術提携に應ずるといふ二つあるわけでございます。したがって、日本のある特定の業種についての今後の技術面あるいは設備面の改善発達をはかるという場合に、どうしても外国のそういった特許権等の技術を使う必要があるといふことになりまして、やはり当該業界の希望する人が同じようにその技術を使っていかなければいけないという場合があるわけでございます。で、同じ提携先に複数の企業が技術提携をするという点については、私もものはそんなに消極的な考えは持っておりません。この点でございます。

○久保田(豊)委員 関連。いまのスカイ・アルミの問題について二、三お尋ねいたします。と申しますのは、私のところは御承知のとおり、日本軽金属の工場がすでに前からやっておりますわけでありまして、今度また三菱レイノルズの工場ができて、近く始めるという状態でして、そこに働いておる労働者の諸君からも、経営者のほうからも、いろいろな話があるわけでありまして、そういう観点から、無関心でおられませんか、具体的に伺いたいと思います。

いま問題になっているこの法案も、大体調べてみると――例の「これや紙器」のちり紙の話がありました。これははつきり申しまして、私のところの話です。これも大体大部分が外国の新しい技術が大資本が入れて新製品をつくるという場合に、中小企業分野が大きく食われてくるわけでありまして、ですから、なるほど新製品をつくる、あるいはそういう面では国民生活に一つのプラスの面を確かに持っているわけでありまして、ところがそのことがすぐに中小企業に對して大きな圧迫になってくるというところになる。資本の自由化が行なわれる中で、外国のこういう技術と結びついた資本の非常な進出ということについては、なかなか

とめにくい点はあると思います。しかしこれをこれから先どんなやるといふことになったら、おそらく中小企業は新製品、新産業という形で、これはみな大企業、大資本に結びついたかっこうでやられてしまう。そこで大企業を何とかしない限り、たとえばかりにここでできたようないろいろな計画をしようとしても何をしようとしてもだめだ、最近のいろいろの問題はほとんど全部ひつかかっていると思います。したがって、これは国際的には非常にむずかしいと思いますが、ここらについての外資の導入についてどう政府は腹をきめて対処されていくかということが、いま出されている法案の一番基本の問題だと私は思います。これなくしてはおそらく問題の解決はつかないと思います。特にこれはだれに答えてもらっていいかわからないが、この点が一番基本の問題だと思えます。さうくばらんに言つて、それでなければ幾ら法案をつくつてもとめようがありません。この点を第一にお聞きしたい。だれでもいいですから返答してください。

○田中(榮)政府委員 外資の導入について、従来外国系資本と国内系資本との合弁会社をつくつて新製品をつくる、国内の中小企業等の対抗手段として、一つの例として、マールガリンの問題があると思ふのです。これにつきましても、久保田先生も御案内のように、約三年間ほどこの問題でいろいろ紛糾いたしました。したがって、外資法の認可の問題につきましても、この問題を検討するために満三年間時日を要したわけでありまふ。その結果、大体におきまして政府としまして

は、よほど慎重に、国内の新製品、新産業もさることながら、私は何といつても国内の中小企業なりあるいは中小企業の基礎になつておる農業や漁業といふものの保護をまず第一に考へて、その一番基礎の上にすべてのものを運んでやらねえと大きなことになる、こゝろ思いますので、その点についてはいま次官からのお話のように、それをさらに私は明確にして問題に対処していただきたい、こゝろいうふうに思ふわけではあります。

そこで、スカイ・アルミの問題ですが、第一に私も疑問に思ふのは、これは何も現在やられている諸君の立場だけにとらわれるわけじゃありませんけれども、八幡製鉄といふような大実力を持つてゐる会社が、このアルミといふような小さな、製鉄に比べれば問題にならぬような小さな業界へ押し出してくるということとは、産業秩序、むずかしいことばさうですけれども、さうしたことがはたして適當かどうかというところに大きな疑問を持つ。八幡製鉄のほうではその理由づけとして、将来ラテライトを大いに使う予定だ、だから、その中にはアルミ分が一二%で

○久保田(豊)委員 現在の段階ではその程度よりほかにはできないと思ひますけれども、これは一つ一つ中小企業に非常に大きなし寄せになつてくることはもう目に見えてゐるわけではあります。それから外資法の、つまり資本の自由化の中での外資法の適用ということ

でなくて、国外にどんどん出ていく基礎をこの際固めていくことが本則であつて、とにかく弱い業界でどこかもうかりそうなどころに、次々に大資本力を利用して手をとるんだと申せばいいという行き方は、私にはどうも納得がいかない、さういふことを認めておつたら、大資本はみな勝つてしまひますよ。いろいろ法律をつくらう何かして見ても、中小企業なり弱い業界といふものは次々にやられてしまふ。特振法の問題になつておる特殊鋼の問題とか何とかいう問題も、さういふ問題が非常にあるわけですね。大製鉄が、出なくてもいいような問題にどんどん出てくる。さうするとそれにおられて、ほかの連中はそれの言ひを聞かされて、それでなければ自分たちはどうしていか、どつちかしかない。しかもそれが外国と提携をしてゐるという場合には、非常に輸出面でも国内面でも圧迫をこうむつてくるわけですね。単なる独占対中小企業といふような関係だけでなく、これは同業的なものを持つてくる、こゝろいう点で今度のような、どうもラテライトのことを理由にして八幡大製鉄がアルミのような小さな業界へくさびを打ち込んでやつてやろうといふ行き方については、私は納得ができないが、この点についてあなたはどうか考へるかということが一

点。それから、いま中小企業の問題その他いろいろ出ましたけれども、いろいろ問題があります。ありますが、産業構造審議会ですか、あれの答申等を見ましても、これからアルミの特に延圧部門の需要がどれだけ伸びていくかというところは、相当実は問題のよう

す。うんと伸びるという見方もあるし、さう伸びない、せいぜい四十五年程度になつても、四十四、五万ないしは五十一万程度じゃないかという見方もあるわけではあります。ところが、それに対していま現に行なわれて、あなたのほうですでに認可しておるアルミ関係の増産、延圧部門の増産の施設は相当なものです。これはほんとうかどうか、私も正確にはわからないわけではありますけれども、住友が現在のところは五万九千トンでしよう。それを大体十三万三

千トンにふやす、大体認可をしておるようです。それからさらに古河アルミのほうで四万二千トンを十萬トン、それから神戸製鋼が三萬二千トンを九萬トン、それからさらに昭和アルミの小山工場のことだろと思ひますが、これが千葉のほうの三萬四千七百トンが今度には十萬四千トンになる。これに三菱レイノルズその他が加わるということになると、延圧部門だけでも相当の大きな生産過剰施設が出てくるのはないか。それにさらに今度のスカイ・アルミといふものが加わつた場合には、問題はなお複雑になつてくるのではな

いか。もちろんこれは国内の需要が少なく海外へすぐ出られるという事情があるならば、これはまた別です。しかし、いろいろな状況から見ても、まだ日本のアルミ工業が輸出工業としての地位を確立するといふのはちよつと先のような話に思われるわけではあります。現在でも九千トンないしは一萬トンのくらいのもは輸出しておりますが、さういふ程度であつて、まだまだちよつとその点は困難じゃないかといふふうに思われるわけではあります。こゝろいう現在あるものがどんどん増産して、国際的なレベ

六

ルに到達すべく規模を増しておるといふときに、さらに新しいものがどんどん出てくる。しかもそれが外資と結びついておるといふようなものによつて国内市場を攪乱するといふものか、圧迫する材料になるかといふことはどうかといふような点が、少し私ども納得がいかない。

それからもう一つ、ごたごた言いたくないのですが、あなたのほうの鉱山局の金属課長が何かは、すでにこのことを予想して三十六年に退官をして、しかも現在八幡製鉄の課長待遇といふかっこうでもつてこの問題をあなたのほうと一緒に——これは一緒になつてと言ふと語弊がありますが、そのことばは取り除きますけれども、個人でやつておるのかどうかかわりませんけれども、そういうかっこうで、とにかく役所の中におつたときに、お役人のその衝に立つ者がそういう計画に参画をして、そうして途中から一切の資料やそういう内輪のことを全部ひつつかんで向かうの会社に移つてしまつて、それが中心になつて推進しておるといふのは、何と言つても不明朗です。そういうことをやられますと、いろいろの法案をつくつても、結局これは全部大資本はしり抜けになつてしまふのではないかと疑問を持たざるを得ない。現在、そういう人が行つておる。名前を出せと言われれば出します。そういう人が中心になつてやつておる。こういうやり方というものは私は不明朗だと思ふ。こう思ひます、以上、三点について意見を聞かしてもらひたい。

○加藤政府委員 第一点の、将来のラテライトの活用のために八幡製鉄がアルミに進出するという問題でござい

ますが、この点につきましては、先ほど始関先生からの御質問のときにお答え申し上げましたように、三十六年の最初の八幡アルミの計画のときは、そういう理屈が一つございまして主張されておつたわけでございます。ところが今回の場合については、特にその点につきまして会社の方では強調しておられるといふことはございせん。一般的に産業秩序を維持するといふ面から、天下の八幡製鉄ともあるものがアルミに進出することはどうかという御意見、これはまことにどうもな点があらうかと存じます。反対しておる側の一つの反対理由にはやはりそういう点もあるわけでございます。また、国会方面の先生方から個人的にもいろいろ御意見を伺つておるわけですが、そういう御意見の中にもそういう点がございまして、この点は私も同様な御意見といふふうに考えまして、十分慎重に吟味いたしまして検討いたしたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

それから過剰設備の問題でござい

ましたし、昭和四十五年度の見通しでございしますが、当時すでに各社が計画をいたしておりましたものを集計いたしますと、アルミの圧延品の生産が大体六十一万トンぐらいになるだろう。これに對しまして四十五年度に想定される需要は四十二万七千トンということになりまして、かなり過剰の設備計画なり生産計画である、こういうことになるわけでございます。まして、この問題につきまして、やはり答申の一つの柱といたしまして、将来の投資を業者の自主調整によつて調整する必要があるだろう、また大きい設備をでんでんばらばらお互いにつくつたのでは全体として設備が非常に過剰になるから、ものによつては業界全体の共同施設のようなものを考えたかどうか、こういう一つの結論がござい

ますが、これは昨年の半ば以降アルミの需要が非常に伸びまして、少なくとも現在の段階におきましては非常に過剰であるという状況にはないわけでございます。ただ、先生御指摘のように、いままでの設備が相当老朽化しておりますので、合理化のためにこれを入れかえなきゃいかぬという計画が各社にございまして、そういう面の計画が今後進められるというふうなことになるかという数字が別に出てくるわけでございます。それで先ほど御指摘の、たとえば産業構造調査会で作業を

して入っております昭和アルミ、これのもとと計画が先ほど申しましたようにあるわけでございます。今後のスカイ・アルミはその計画を肩がわりするんだという言い分が一つあるわけでございます。この辺は一応の言い分でございます。やはりやるのではなからうかという立場からその必要に調整するかどうか、こういう感じが

○久保田(豊)委員 もう一点だけ。いまの昭和の小山工場の計画とスカイ・アルミの工場の計画とが二つに分かれるのじゃないですか。どうもそういうあれで、一部分だけは向こうへやるといふふうな、計画が分かれるよう

なであれずね。それでこの技術提携の内容を見ますと、これは結局昭和のほうに包括的にやつたものの一部だけを今度はスカイ・アルミのほうへ持つていったという感じがします。私はその点もちょっとふしぎじゃないかというふう

それから、全体として何としてもいまのお話のようにこういつたものがさらに加わつてくるということになる

うのです。この点もさらに突っ込んだ御検討をいただきたい。その上で対処していただきたい。

なおもう一つ根本問題として、政府としてはこのアルミ工業というものを将来輸出産業としてまで伸ばしていくつもりなのか、あるいは国内市場を中心にしてやらせるつもりなのかという、ここの見当のつけ方もいろいろ問題だらけと思う。これはますます出てくる結論ではなからうと思ひますけれども、しかしこの点についても、いまま政府としてはどういうふうに考えているかという点をお聞かせをいただきたい、こう思ひます。

○加藤政府委員 最初の点でございますが、先ほどお答え申し上げましたように、今度の計画は小山工場を中心にする以前の昭和アルミの計画の肩がかりであるということを念社が言っているというのを申し上げましたが、御指摘のように現在までの昭和アルミとスカイと合計しますと、必ずしも前の計画と数量的に一致しない点があるわけでございます。多少オーバーする点がございます。この点は一つの検討事項であるというふうに私も考えておるのでございます。

それから技術提携の面につきまして、今度のスカイ・アルミは、特に中小企業が専門的に今後やらなければいけない押し出しの関係、これは考慮の外に、計画外にありまして、もっぱら広幅の板を大量に生産する。ねらいは車両用とか建築用とか、そういう大量の規格生産をねらっているわけでございます。そういう関係でございますので、いま技術提携の範囲はもっぱら板の技術に限られておるといふう

に、私聞いておりますので、そういった面から多少の相違があるかと思ひます。

輸出の問題でございますが、これは今度の産業構造調査会の答申でもはっきりうたっておりません。感じとしては、やはり二次製品で出すよりも第三次の、つまり加工度の高いものにして出したらどうかという感じが多数議論の過程にあつたようでございますが、私個人的には、やはりいまの鉄鋼が一つのりっぱな輸出産業でございますように、将来のアルミというものはやはり成長産業でございますので、東南アジアを初めとする後進国に、これからの需要が相当見込めるんじゃないかと、いふふうに感じますので、現在全体の輸出割合はわずか六割ぐらゐでございますが、スカイとしては六割以上ということをお言ひしておるわけでありまして、これは今後国内市場だけではなくして、大いに外国へも輸出するやうな方向で努力すべきではないか、こういうふうに感じておるわけでございます。

○久保田(豊)委員 最後に申し上げておきますが、どうもこの問題は初めから不明朗です。そしてしかも影響するところは、日本のアルミ業界全体に非常に大きな影響を持つわけですね。一番そのしわ寄せを受けるのはおそらく中小企業者だと思ひます。そういうわけですから、よほど——これはいろいろと政治的な背景もあるようですが、私もそれはそういうことはどうちでもい。私も最近よく働いてる労働者の方から、あれができては困るのだという話を盛んに聞かされるものですが、政府

としてはひとつあらゆる角度から、非常に慎重な態度をとって、しかもだいたい長い間あちこちで騒いでいる問題でありますから、慎重にはしなければならぬが、私はやはり早期に措置しなければならぬ問題だと思ひます。なかなか問題が複雑ですから、そう簡単にここでございまして、ああしますということは言えないと思ひますけれども、ひとつ十分慎重に考えて、しかもできるだけ早期に決断を下すというふうにお願ひしたいと思ひます。以上です。

○二階堂委員長 島口重次郎君。案につきまして、大きな政策的な問題がたくさん裏に控えていると思ひます。それらの問題につきましては通産大臣にお尋ねをしたいと思ひますので、順番を変えて、通産省のほうから来ておる方、たばこの専売公社の方々、農林省の方に質問いたします。本論のほうはあとで大臣が来ましてから尋ねたいと思ひます。

そこで、中小企業基本法にもあるとおり、国なり県なり地方自治団体が発注いたします際には、中小企業のほうを尊重いたしまして最大限発注するというのが基本法で定められた方針だと考えております。ところが、ただいま久保田委員からもお話があるように、高度成長政策により、あるいは貿易の自由化によりまして、国際開放経済に移行いたしましたからにはあらゆる経済が大型になりまして、この大型経済が新しい技術なり新製品なり、新産業という型を変えて出てきていますので、従来発展してまいりましたところの地場産業というものが、次から次と破産、倒

産あるいは転業せざるを得ないという状況が全国至るところに展開されているように思ひます。その一つ例でありますけれども、東北なり北陸におきます農村の工業の一つであるところのわら工品の問題であります。が、最近に至りましては、米の包装容器といたしまして麻袋が出てくる、紙袋が出てくる、あるいは肥料の包装容器といたしましてはビニロンが出てくる、ポリエチレンが出てくる、あるいは最近におきましてはたばこの専売公社の面から申し上げますとクラフトが出てまいりまして、従来使用しておるところのわら工品であるむしろやら、なわというものを最大限に縮小するといふような声を聞いておるのであります。私がただいま申し上げましたように、あらゆる各界から攻撃を受けまして、破産、倒産の危機に直面しておるところのわら工品業界をどういたしますかというところは、やはり中小企業基本法で定められました国なり県なりが先頭を切りましてこれを保護する、育成するといふ態度をとることが正しいものではないか、こう考えておるのであります。そういう面におきまして、中小企業庁長官からその見解をお尋ねいたしたいと思ひます。

○中野政府委員 いま具体的な東北地方のわら工品業界の問題についてお尋ねがございました。先般先生からこの問題について御注意があつたのでございまして、実は今度の団体法の改正によつて、この問題ははたしてうまく救えるかどうか非常にむずかしい問題でございまして、要するにこれは肥料業界あるいは専売公社、そういう方面の包装関係の需要のほうの動向が大きく

技術革新によりまして変わつてつある、これに在来のわら工品の包装といふようなものがどう対処していくかという問題でございまして、非常にこれはむずかしい問題で、私も実は研究いたしておりますが、今度の団体法によつてこれをどうするかということにはむずかしいんじゃないかということをお尋ねしております。ただそれは言つても、非常にわら工品の業界といふものの数なりあるいはその生産額、また、特にこれは主として農村方面で副業としてやっておられるもののように聞いておりますが、その方面に対する影響等は相当やはり大きいわけでありまして、その転換等もいろいろ考えていかなければいけませんので、できればそういう需要の構成が一度に変わつて、そのために業界が非常に打撃を受けるというところのないように、われわれとしてもいろいろ考えていかなければならぬ問題ではないかというように私は考えております。

○島口委員 いまの高度成長によりまして、特に貿易の自由化によりまして新しい需要が出てくる、市場の変化が出てきております。そういう面から考えますと、今度の団体法の一部改正によりましては、これは救済されない階級であります。むしろ新しい事業に切りかえ転換しなければならぬ要素を持つところの、いわゆる斜陽産業だと考えております。こういう点は、あとで通産大臣が来ましてから、行政的な問題でなくて、政策的に政治的にどうこれに対処する考えであるかという方針はお聞きしたいと思ひますけれども、私がただいま長官に質問したいと思ひますのは、たとえ斜陽産業であり

まして、これを保護し守り得るものは守つていかなければならない、こういう立場に立つて掘り下げて具体的に聞き取りたいが、この基本法に定められました国なり地方自治団体が発注いたします際に、企業庁長官のほうから一つの要請なり、あるいは要請をいたしました後においてどの程度の成果があるかというような実態調査をしておられるかどうかをお尋ねしたいと思ひます。

○中野政府委員

いま先生の御指摘の問題は、基本法で言っております中小企業者のつくつております製品を官公需方面にできるだけ確保するという点に關連してのお話かと思ひますが、この点につきましては、特に地方の公共団体あるいは国等がいろいろ発注をいたす場合に、大体は入札をやつておるわけでありまして、入札の資格等の基準をつくつておりますので、そういう際に中小企業者が大企業に比べて特に不利にならないように——ほつておきますとどうしても発注の機会等で不利になりますので、不利にならないように具体的に各省庁に話しかけをいたしまして、われわれのほうで適当な調整をやつております。なお、中小企業に対する発注が減らないように、むしろふえるように、適宜連絡協議をもちまして要望いたしております。その結果どうなつたかということとは、これはなかなか数字的に効果がどうだという判定はむずかしいのであります。が、毎年各省庁の中小企業に対する発注の実態調査というものは続けておまして、三十七年について言いますと、いまちょっと資料が手元にござい

ませんが、発注額の大體三四、五％ぐ

らしいが中小企業にいつております。われわれとしてはこれを何とかもう少し上げるように努力をする、また実態調査はそういうことでやつております。それから、各省公署方面に納入する業者の団体がございまして、そういう方面との連絡協議会等も開きまして、いろいろ手続あるいは実際に中小企業者が注文を受ける際のいろいろな不満もございまして、そういう点も聞きまして、適宜な調整をやつていきたいと考えております。

○島口委員

企業庁長官のお答えの中に、中小企業の不利にならないような手続をとつておるといふお話がありましたが、その具体的な手続といふのはどういふことなんでしょうか。

○中野政府委員

これは、先ほどちよつと申し上げましたが、入札の条件をきめるときに、ほうつておきますと、どうしても大企業のほうが有利なような条件を各省庁できめたりする場合がございますので、そういうことのないように、具体的に発注の条件等をきめてもらひまして、それを中小企業片のほうで、こういう刊行物の契約の手引きといふものを出してございまして、ここに全部各省庁の——たとえば金額でいふと、何百万円かのものがあるのくらの資本金のものでなければならぬといふことをきめてあるわけですから。そのときに中小企業が不利にならないように、各省庁でいろいろチェックいたしまして、不利にならないようにきめたものを一般の中小企業の方々に差し上げるといふようなサービスをいたしておるわけでございます。

す。

○島口委員 企業庁はそういう方針でやつておるのでありますけれども、それではたばこの専売公社のほうにお尋ねをいたします。国としては、当然中小企業の方に、同等な立場と申ししますか、公平な立場から発注をいたします。受注の受けられるような処置をとつておるといふようなお話でありまして、けれども、専売公社の状況をお尋ねしたいのであります。

そこで、第一番にお尋ねしたいのは、私は専売公社の機構といふのはよく把握していませんので、その状況からお尋ねしたいと思ひますが、友社といふんですか、全国で幾つあるか、それと同時に、たばこを生産しております工場が全国で幾つあるのか、しかもその場所がどこどこであるかといふことをまずお尋ねしたいと思ひます。

○黒田説明員

現在専売公社は東京に本社がございまして、地方に十七カ所の地方局を持つております。それぞれ地方局の下にまた支局、出張所といふものがございます。それぞれ現地で仕事をしております。それから、全国の工場の数でございますが、現在製造工場が四十一工場、それから葉たばこの再乾燥工場というのが二十四工場、それだけでございます。

○島口委員

ただいま工場が四十一ある、葉たばこのほうで二十四工場あるといふのです。それが、全国的に見ますと、地域的に均衡がとれているわけですか。

○黒田説明員

全国各地にございまして、極力消費地の近いところに工場があるといふことが原則でございます。

で、やはり東京とか大阪とか、こういう近郊に工場が比較的多いというような状況になっております。したがいまして、地域的に平均して分布しているといふわけではございません。

○島口委員 北陸、東北のほうからお話を聞きますと、従来はおたくさんのほうで使つておりましたむしろ、なわ、いわゆるわらわら品ですが、これを全面的に使用してらつておりましたけれども、今年度から方針が大転向いたしました。クラフトを使用する、しかもそれに大幅に切りかへ転向するといふお話ですけれども、その実情はどうなんでしょうか。

○黒田説明員 従来、在来種の葉たばこにつきましては、公社が耕作者から買い上げますと、それを二十五キロを単位としてむしろで梱包し、必要な倉庫まで運びまして、約二十カ月間保存しておきまして品質の保全をはかる、そうしてそのあとで製品の原料として使う、こういう状況であつたわけでございます。ところが、むしろを使ひますといふいろいろな欠点があるわけでございます。第一の欠点と申しますのは、製造工場で原料を使ひます際には、もろが混入する、それを除去するの非常にやつかいだという点があるわけでございます。しかも、現在は大部分の工場がまだ比較的古い設備でございまして、葉たばこを使ひます際、その原形のままに処理していくといふ形式をとつておるわけでございますが、最近公社が各工場に新しい設備としてスレッシング方式といふものを入れております。これによりまして、葉たばこを使ひます際に、葉たばこの原形といふことでなしに、スレッシ

ン

ヤーという機械にかけまして、葉たばこの骨と葉肉とに分けてまして、葉肉のほうは直径一センチないし二センチ程度のレップににして処理しておるわけでございます。こういう処理の方法をとりますと、いまのわらわら品が混入しますと、いよいよこれを除去することがむずかしくなつてくる。しかも、近い将来、公社の全工場を大抵この方式でいくといふようなことになつております。このことが、大体むしろを使ひます場合の欠点の一番大きな点になつておるわけでございます。

それから、全国各地いろいろ事情はございまして、最近地方によりまして、十分なむしろを必要とする時期に確保することが困難だといふような地区もすでございまして、また将来はますますそういう傾向になるんじゃないかなるか、こういうことがあるわけでございます。

それからいま一つ、これはそう大きな問題ではないわけでございますが、在来種の生産量のうち、年によつて違ひますが、三ないし五％というものを外国に輸出しているわけでございますが、むしろで梱包しました葉たばこを輸出しますと、向こうのほうで、わらわらにおいがする、わらわらといふような批判を受けているようなわけで、輸出の面からどうも好ましくない、こういう点があるわけでございます。

そういうことで、公社におきましても、何かむしろにかわる代替品はないかといふことで、一昨年から防水加工しましたクラフト紙を在来種の包装に試験してまいつたわけでございますが、過去二年の試験の結果、大抵クラフト紙を使ひましても品質保全上悪影

けでありますけれども、わら上品の買
い上げによって何万という零細貧農が
救済されるのだという面から、特に皆
さんの御協力をお願い申し上げたいと

思います。ただいま生産部長の答弁の中には、今年度はクラフト紙は試験的にやってみる、その結果によりましてどうなるかわからぬというのでありますけれども、今年初めて使いましたテストの結果悪いとするならば、また従来どおりわら工品を、農村工業を育成する意味において全面的に使用してもらいたいと思っておりますけれども、テストの結果、ただいまの判断というものがどうなっているかを尋ねたいと思っております。

○黒田説明員 方針としては、クラフト紙にかえるという方向は大体もうはつきり出しているわけでございまして、品質に対する問題、それから作業に対する問題は、すでに昨年、一昨年の小規模の試験で大体成果を得ていますので、間違いないと思っております。ただ、輸送上の問題、いわゆる積載量がどうか、あるいは輸送中の欠損がどうかとかいう問題は、相当大量のものを扱いませんと、はつきりしたデータが出ませんので、そのデータが出ますとむしろとのいろいろなコスト関係もはつきりしてくる。したがって、将来紙に切りかえていくという方針は変わりませんが、こまかいデータが十分なので、こまかい大規模に試験を兼ねて、ほとんど実施でございまして、試験も若干兼ねた実施、こういう意味でございまして。

○谷中説明員 ちょっと補足して、先ほど申し上げましたのは原紙でございまして、実際に葉たばこを包むのに使いますしわ紙は加工会社でつくります。加工会社を念のため申し上げますと、王子製紙の紙は大工加工紙という大阪にあります会社、これは資本

金一千万円、それから大昭和製紙の紙はやはり大阪にあります恵和商工という会社、これは資本金一千九百万円、それから北日本製紙の紙は北日本製紙がそのまま加工する。東海パルプの紙は東洋製紙と申します、これは富士地区にございまして、資本金三千万円、この会社でしわ紙に加工しまして、それを代理店を通じて買うことになっております。

○島口委員 中小企業庁長官にお尋ねいたしますが、ただいま申し上げましたとおり、零細企業のほうから申し上げます。そういう面から、官公需だけではなくて、肥料協会等にも長官のほうから積極的な要請、協力をしてもらいうような方法はできないものかどうか。

それから、松岡農林経済局長にお尋ねいたしますけれども、わら工業というものを将来どういうような位置づけをして対策をとっていくかということにつきましまして、農林省の方針をお尋ねしたいと思います。

○中野政府委員 わら工品の需要確保について、官公需方面だけでなく、民間の会社、特に肥料関係がいまわら工品から紙あるいは合成樹脂等に多くかわりつつあるというところは、私どもも聞いておりますが、現在輸出入関係はほとんど変わったのじゃないかと聞いております。その点につきましては、実はこの委員会が始まる前に農工局長とも話し合いをいたしまして、私がいきなり確協会等に申し入れをするのはいいか、あるいは軽工業局長、担当の責任局長と話をした上、しかるべき方法でもって業界に申し入れをしたほうがいいのかというふうに考えて、

いま話し合いをいたしております。ただ、けさ私はうちの大臣からお聞きしたところによりますと、大臣はわれわれより行動が早く、すでに確協会の会長にこの問題の重要性を申し入れをしておられるようでありまして、詳細はまだ聞いておりませんが、担当の局長とよく相談しまして善処したいと思っております。

○松岡(亮)政府委員 農林省といたしましては、わら工品が、農村の副業あるいはいわゆる農村工業として、従来農村の副業収入特に現金収入源として単作地帯では重要であるということから、奨励してまいりましたのであります。

最近農村でも手不足という問題も出てまいりましたが、需要の面が相当変化してきている。これは経済の発展によってある程度やむを得ないところであらうと思っておりますが、しかし農村の現金収入源として非常に重要でございまして、いま話に出ました肥料用のかますなどにつきましても、農林省といたしまして、ある程度肥料用の包装材がかわるのにはやむを得ないとは考えておりますが、できるだけ急激な減少を来さないように、それから食糧庁の買入れ米、米麦等の包装材料といたしまして、できるだけ急激な影響のないように常に努力しておるわけでございまして、今後の方向といたしましては、やはりある程度の需要の変化はやむを得ないわけでございまして、これに対応してそれが急激な影響のないように努力しますと、できる、できるいろいろな点で改善を加えまして、他の包装材料と比較して割り高でないように、できるだけ生産費を下げ、あるいは規格を近く改定する予定

でございますが、規格を改定して品質を向上するというような措置をとりまして、最近のいろいろな情勢に対処してまいりたいと考えております。

○島口委員 農林委員会ですけれども、たいと思っておりますけれども、柱の面だけをお尋ねしたいと思っております。第一番に米の包装容器の問題です。

ね。何といたしまして、かますを一番使いますのは米の包装容器であります。昨年、一昨年の実例から見ますと、豊作でありましたから全体としては多くなっております。わら工品、かますも幾らか多くなっております。ところが、この数字の面から申し上げますと若干多くなっておりますけれども、これは俵からかますに切りかえまして、逆に麻袋、紙袋のほうから大きな攻勢を受けている。さらに、局長も御承知と思っておりますけれども、従来の生産方法は足踏みの方式でありましたが、全自動に切りかえた。全自動に切りかえたから、各県ごとに需給対策を立てまして、俵からかますに切りかえされたものが多くなっているということでありまして、そういう面から、日本全国の生産県である九州の福岡県あるいは佐賀県あるいは青森県、四国においては香川県、こういうところの生産が縮小されつつある。なぜ縮小されておるかというところになりますと、北海道で従来かますを大量に使っておりましたものが麻袋に切りかえされた。そこで生産県はほうから出ていかないという状況であります。そういう面から、少なくとも日本全国における生産県では対策のとおり方がない。しかも、あなたも御承知のとおり、農林省は、将来ともこれ

は成長産業であるからと称して、全自動の機械を導入いたします際には、近代化資金の貸し付けをして。一セットが三十万から三十五万。農民にいたしますと、三十万から三十五万というのは大金です。この償還は三分の一もやっておられない。その間に、農林省のほうにいたしましては、米の包装容器には麻袋も使ってよろしいということにしてある。しかも、本年度から麻袋のC袋も使ってよろしいというふうな方針を打ち出しているというふうな聞いています。一方においては、零細な貧農諸君に、成長産業であるからと称して、全自動機械に融資をしてやり、一方においては販路を引き締める方針をやっております。一体あなたの方針はどういうことなんでしょうか。

○松岡(亮)政府委員 農業近代化資金によりまして、全自動の製造機械に対して低利融資資金をお貸ししておるのではありませんが、これはもちろん最近の農業事情からしまして、できるだけ農業労働を節約して、しかも製品をできるだけ安く出すという趣旨から、従来の手労働による製造方式を切りかえていくために必要であるという趣旨から、融資をやっておりますわけでありまして、一面、御指摘のありましたように、米麦用の包装容器として俵からかますへ転換し、またさらに新しくほかの包装材料が漸次使われるようになってまいっております。しかし、農林省としましては、やはり俵、かますの農作業における重要性を十分考慮いたしまして、農家自身が自分の選択で、そのほうが望ましいというときに選ぶようにはいたしておるわけでございまして、硬質米と軟質米と別の扱いをいたして

おりますが、軟質米につきましては確かに俵のほかに麻袋を認めておるわけでありませう。その場合にも、むしろを使つてもよろしい、しかしそれは農家の選別によるということ、農家自身の努力事情、そういうものを考慮してきめてよろしい、こう考へております。

○島口委員 局長も御承知だと思ひますけれども、足踏みで生産した場合に、一人が十万円あるいは特別の機能のある方でも十五万円しかできない。ところが、全自動であります、普通で六十万円、多くつくりまします人は八十万円、朝早くから晩おそくまで作業する方は百万円生産する。このように生産量を拡大して——いまあなたのおっしゃる通りに軟質米はむしろでもよろしい、麻袋でもよろしいというけれども、最初の食糧庁、農林省の方針としては、硬質米だけに使用させる。軟質米には使用させないという方針だったわけでしょう。いまの話聞きますと、まさに逆なんです。最初は硬質米だけに使用させるということだった。その後、昨年からですか、いわゆる北海道、東北、北陸の軟質米にも使用してよろしいということになった。さらに、本年度からはいわゆる麻袋のC袋を使つてもよろしいというように切りかえさしている。徐々に保護の対策ではなくて市場を縮小するよう、真綿ののどを締めるような方針をとつてきている。少なくともあなたのいま言つたことは相当事情が違つていふように思ひますけれども、その点はどうなんですか。

○松岡(亮)政府委員 硬質米につきましては紙袋も認めたわけでございますが、これはもちろん農家の選別で、いづれかを選ぶことにしたわけでありませう。東北、北陸等が出ます軟質米につきましては、まだ紙袋の使用は認めておりません。

○島口委員 本年度の麻袋のC袋を使うということはどうなんですか。

○松岡(亮)政府委員 それは認めております。

○島口委員 いまおっしゃる通りに、最初は硬質米だけだ、あとは軟質米もよろしい、今度はA袋、B袋だけでなく、C袋も使用させるといふならば、私がただいま申し上げましたように、足踏み時代にはせいぜい二十万円も生産されない。全自動になつてきますと五倍も六倍も生産される。一方では生産拡大のほうへやつておき、一方では販路を縮小するやうなことをやつてゐる。あなたの方のやつてゐる方針には矛盾があると思ひませんか。

○松岡(亮)政府委員 もちろん足踏み式で生産されておつた量よりも、単位で見ますと、全自動式で生産いたしましたと非常に能率が上がるわけでございます。全体としての生産量の問題として、やはり全自動式を奨励すべきものと思ひます。しかしながら、その場合には、われわれといひましては、できるだけ共同で使うやうに、全自動式を使いまして、原料としても一農家だけの原料では足りない、むしろ数戸あるいは相当な範囲の原料を要するといふやうなことになるので、できるだけ共同利用といふことを促進するやうに近代化資金などは考へておるわけでございます。需要の面との問題とはやや違ふのではないかと私も考へております。

えております。

○島口委員 どうも市場の販路のほうには縮小されつつあるといふことは、あなたの答弁でははつきりしません。

それから、ただいまあなたのお答えになつた中で、できるだけ共同生産方式のほうに近代化資金を流しておる、こういうお話でありますけれども、そういう果もありませう。だけれども、全国的な視野から見ますと、必ずしも共同方式でなければ近代化資金は貸し付けをしていないというわけではない。融資の対象となるべきものは農業生産者であればよろしいといふことになつてゐる。その方針に従つてたくさんの方針を受けて機械を買つて生産をしたものが売れない。農家は全く泣いてゐるのです。この借金をどうして返済するかといふことで頭にくいてゐる。そういう状況をどう考へますか。

○松岡(亮)政府委員 確かに需要は全体として減少の傾向にありますし、米麦の包装等についてももう俵、かますを要件とするといふことはなかなか困難になつてまいつております。農家自身の都合も、最近では俵、かますの包装だけではぐあいが悪くなつてきておると思ひます。したがつて、それをいふ俵、かますを使うやうにといふところまではなかなか参らな

い。しかし、一方、生産する側から見ますならば、足踏み式の古い形の機械を使つてやるというといふかにも非能率で、生産もふえないし、農業所得もふえないわけでありまして、やはり同じ生産される中でも進んだ機械を使うやうに奨励するのは、これは筋合ひではないかと思ひます。確かに、御指摘になりましたやうに、共同施設だけ

ではなくて、個人施設に対しても融資はいたしておりますが、その辺のことにつきましてはなおもっと指導を徹底する必要があると思ひます。

○島口委員 ただいま私が申し上げましたやうに、農家の方々は全く泣くにも泣けない、宝の持ち腐れといふやうな状況であります。もう生産いたしましても買ひ手が無い。生産意欲が抹殺されてしまつて、この機械のために命をとられるといふやうな状況であります。が、そういうやうな農村の近代化と申しますか、機械化と申しますか、それを一方では奨励して生産いたしました物がはけるやうな市場を開拓してやるのがあなたの方の任務だと思ひます。ところが、逆に米の包装容器の問題では硬質米だけだといふけれども、あとでは軟質米にする、本年はさらにC袋にするといふことになつたら、一体機械を導入いたしました近代化資金を借りた農民の立場から考へてみますと、どう考へられますか。おそらくこのままの状況では、近代化資金に規定されま

おりますが、この点に関する局長の見解はどうですか。

○松岡(亮)政府委員 実態をよく調査の上で適切な対策を講じたいと思ひますが、全体の考へ方としては、需要は新しいものに変わるやむを得ない事情があることも、一方では認めなければならぬと思ひますけれども、そういう傾向の中でもできるだけ確保するやうにしたいと思ひます。と同時に、それをやりやすいために、他の包装材料と競合してやります後、販路を開拓していくため

には、自動式の機械を入れるとか、それでコストを下げるとか、品質をもつと向上するとか、そういう方途もやはり必要であらうと思ひます。農家の中には三十何万円かの機械を買つたところが、売れ行きが悪くて償還が困難だといふやうな向きが用たといふお話でございますが、それらについてはよく調査の上で、適切な処置を講じたいと思ひます。

○島口委員 ただいまのお話の中には、償還の問題を考へるといふやうなことなんですか、その考へるといふのが、償還期間といふものをさらに延期するといふことなんですか、具体的にどういふことなんですか。

○松岡(亮)政府委員 実はそのういふ事情はあまり私どもの耳に入つていなかったわけでございますが、実態をよく調査しまして、それは融資制度の運営の問題のところでございまして、どういふ実態であるかをよく見きまめまないと、直ちに償還を猶予するとか、そういうことはここで申し上げかねるわけでありませう。

○島口委員 先ほどの答ひの中に、今度はかますの規格改正をやる、こういうお話がありましたね。おそらくパンドかますにするのだらうと思ひます。今度それを規格改正をやるのかどうかという問題、さらにやりましたら需要が伸びる可能性があるといふ見通しをつけておるかどうか、あるいは今後におきまして、農林省が、前向きな姿勢において、もっと販路の拡大なり保護政策といふものを強く打ち出してやるかまへがあるのかどうか、この点をお尋ねしたいと思ひます。

○松岡(亮)政府委員 先ほど米申し上げ

けておりますように、需要はどうしても変化する傾向があることはやむを得ないと思っております。肥料にいたしても、農家の手不足から、農家自身の必要性によって高度化を使う、そうしますと、かますよりは化繊の包装材料を使わざるを得ない、そういうようなことになって、農業自体の中からもその包装材料を変えなければならぬ要請が出てくる。そういったことからある程度変化せざるを得ないと思いますが、しかし、その中でもできるだけ急激な影響のないように、またできればコストを下げ、品質を向上して販路を確保するように、農林省としても努力してまいらなければならないと思っております。規格の改定などもそういった目的で近く実施をいたしたいと思っております。いまお話のありましたバンドかますというのですか、そういうような問題も取り上げて検討いたしたいと考えております。

○島口委員 省力の面から化繊袋を使用されつつあるという一つの傾向は、私も認めます。省力の問題と、もう一つは価格の問題でしょうね。省力の問題は、今度規格改正をしようとしておるところのバンドかますを使用するならば相当解決ができるのではないか、こう考えます。

最後は、農家の暮らしがどうなるかという問題ですけれども、麻袋はA袋が百三十九円、B袋が百円なわけですね。これが市場で売買されているのは八十円から八十五円、高いところでは九十円だと思っております。ところが、かますの場合は百十一円が政府の買い上げ価格であります。ところが、現在の相場とするならば、六十五円ぐらいで

売買されておると思います。あと荷づくり料金を計算いたしますと二十五円、トータルで九十円であるが、九十円のかますを使いまして政府のほうに百十一円で売りますと、二十円の幅がある。百俵供出をいたしますと二十千円のプラスが出てくるのであります。そういう面から、まだまだ指導奨励し得る余地というのは十分あると思うのです。あな方のかまきがだめだから困るというのです。特に農村では、かますの包装容器に入れるというのは、米が親であるわらに入るのだから非常に喜んでおると言っております。麻袋あるいは紙袋というようなものは外国から輸入されておりました、外国の親のはだに触れるようなものだからだめだというような声もあるのです。あるいは農村におきましては、やはり農民の生産したわら工品に入れなければ、結論的には農村の生活を苦しめることになるのだという面から、新しい農民運動をいたしましては、わら工品に詰めた米でなければならぬ、肥料でなければならぬというような動きもあるものであります。それらのことを十二分にお考えになりまして、農林省自体も前向きな姿勢で保護対策に一そう積極的な態度を示してもらいたいということをお願いしまして、局長に対する質問を終わります。

○二階堂委員長 次会は明後六月十二日、金曜日、午前十時より理事会、理事会散会後委員会を開会いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後一時七分散会

